

指定宗教法人の清算に係る指針案

令和7年 月 日

1. 本指針の趣旨・目的等

(1) 本指針の趣旨・目的

本指針は、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」(以下「特例法」という。)第2条第1項に規定する特定解散命令請求等¹により解散命令が確定した「指定宗教法人²」を対象とし、この法人の清算につき、その目的を実現するために支障のない範囲で信教の自由に配慮しながら、清算事務を円滑に進めつつも、確実に手続を遂行することを通じ、この法人による特定不法行為等³やその他の不法行為⁴の被害者⁵への賠償等が適切に図られるよう、清算法人の財産の管理・処分、債務の弁済その他の事項を定める。

(2) 個別具体的な法人の清算にあたっての監督裁判所との連携の重要性

本指針は、宗教法人法(以下「法」という。)の所管官庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものであり、個別具体的な指定宗教法人の清算に際しては、清算人は、職務を行うにあたり、法第51条に基づき清算を監督する裁判所と緊密に連携しつつ、状況に応じて、付与された権限を適切に行使することが求められる。

2. 指定宗教法人の清算手続に関する基本的な考え方

(1) 指定宗教法人の性質を踏まえた清算の在り方

一般に、清算は、清算の対象となる法人の性質を踏まえて進めるべきものである。

本指針の対象となる指定宗教法人は、特定不法行為等を原因として相当多数の被害者を生じさせていると見込まれ、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる違法行為を根拠として解散された法人であるが、一方で、法人格の基盤である宗教団体が現に存在するという性質を有している。

清算人は、指定宗教法人のこれらの性質を踏まえ、清算事務に支障のない範囲で信教の自由に配慮しつつ、円滑かつ確実に清算が行われるよう、善良な管理者の注意をもって清算事務を遂行することが要請される。

(2) 清算事務の中核となる被害者への弁済等の対応

指定宗教法人の清算手続では、特定不法行為等に係る損害賠償請求等への対応が清算事務の中核を占めるものと考えられる。その財産には自ら引き起こした特定不法行為等によって不法に得られた金員等が含まれており、こうした金員等を被害者に回復させることが特例法の趣旨等に照らして要請されることを踏まえる必要がある。

清算人は、債権の申出期間内に被害を申し出た被害者及び知れている被害者はもとより、債権の申出期間経過後に申し出た被害者を含め、一人の被害者も取り残すことのないよう、被害者に対し誠実に対応するとともに、でき得る限りの努力をもって被害の回復を図ることを基本的な立場とすべきである。

また、被害の回復に当たっては、財産的被害はもとより、精神的被害についても必要な配慮をすることが要請される。

(3) 債権の申出、把握、弁済等に要する清算の期間

本指針の対象となる指定宗教法人の性質を踏まえると、特定不法行為等の被害者が多数にのぼることが見込まれる。また、不法行為が故意に引き起こされたものであって、指定宗教法人側によって被害の申出が困難な状況が作り出されているといった事情等から被害者が早急に被害の申出を行うことが困難な場合があることや、証拠資料が散逸し、隠匿等されている場合があることも予想される。

このため、多数の被害者による被害の申出自体に相当の期間を要する上に、個別の被害の認定及び弁済は迅速になされることが望まれるとはいえ、被害の申出に係る債権の有無及び金額の把握や弁済等の清算事務の遂行には、全体として相当の期間を要すると考えられ、したがって、清算手続の開始からその結了までの期間は長期にわたることも考えられる。

(4) 清算事務に支障のない範囲での信教の自由への配慮

一方で、清算手続が長期間にわたる場合には、施設の利用が制約されるなどの事情により、信者らの宗教上の行為への影響が大きくなるおそれがある。

そこで、清算人は、清算法人の財産の管理、処分にあたっては、清算事務に支障のない範囲で、その必要性の程度等も考慮して信者らに施設の利用を許諾する等、現に存在する宗教団体の信者らの信教の自由に配慮をすることが望まれる。

3. 清算人の職務・権限と清算法人の財務状況の調査等

(1) 清算人の職務・権限

清算人の職務と権限は、法第49条の2において規定されているところ、

同条第1項各号の職務内容は例示であり、清算人の職務と権限は、清算法人の目的の範囲に属する一切の事項に及ぶと解される。そして、その一切の行為には、客観的に清算のために必要かつ相当と認められる行為も含むものと解される。

(2) 清算事務の内容等を踏まえた適正かつ効率的な事務処理態勢の構築

清算法人の規模が大きい等の事情があるときは、必要となる清算事務の内容等も踏まえ、適切な規模の清算人団を構成し、事務を分掌しながら効率的かつ円滑に清算事務を行うことが要請される。すなわち、清算人の補助者や代理人を必要数確保し、弁護士、税理士、会計士、不動産鑑定士、電子データの把握・解析等を担当する専門家等の助力を得られる態勢を整えるとともに、清算人の指揮の下、清算事務を分掌して効率的に行う部門を法人内部に複数設ける等、円滑に清算事務を進めることが求められる。

(3) 清算法人の財務状況の的確な把握

ア 清算人は清算法人の代表者であり、清算事務を統括して執行する立場にあることから、清算法人の財務諸表及び各種の帳簿等（電子データを含む。）を調査、分析するとともに、清算法人の子会社等が保有する情報の調査や、従前の役員及び主要な従業者に対する事情聴取を適切に行う等して、清算法人の資産の状況に加えて、不法行為に係る被害者などに対する負債の状況について、弁済されるべき被害者に漏れが生じないように、過去のものも含めて正確に調査して捕捉した上で、清算法人の財務状況を的確に把握することが求められる。

イ 清算人は、清算法人の財務状況を調査するにあたり、国及び地方公共団体並びに金融機関その他の公私の団体に対し、それらの団体等が保有する清算法人に関する情報の提供や技術的助言その他の協力を求めることができ、必要に応じ外国の団体を含む公私の団体に協力を要請することが相当な場合もある。

また、所轄庁は、自ら保有する清算法人に関する情報の提供に留まらず、清算人の職務が、公益の実現のために所轄庁が申立て等をした特定解散命令請求等により始まった指定宗教法人の解散に伴う清算手続を担うという意味で公益性を帯び、被害者を救済するという重要な役割を期待されていることを踏まえ、必要に応じて諸般の可能な支援を行うよう努めることが期待される。

4. 調査妨害や財産の散逸・隠匿等への対応

(1) 清算人の職務行為に対する妨害等への対応

清算人が財産の管理・処分や各種の調査を行うにあたり、それらを妨害する行為等が予想されるため、清算人は、裁判所と連携の上、安全確保のための所要の措置を検討すべき場合もある。

また、財産の管理処分や各種の調査を妨害する行為が現にされ、それが犯罪行為に該当する場合には、告訴・告発などその行為者に対する刑事上の責任について検討すべきである。

(2) 清算法人の元役員、従業者等の不正行為への対応

清算法人の従業者等が正当な理由なくして清算人の指揮命令に反するとき、懲戒・解雇等の事由に該当する場合もあり得る。また、指定宗教法人が解散に至ったことに関してその運営の責任を従前の役員に問うことを検討できる場合や、法人の関係者が調査を妨害して財務関係の調査に余分な費用を要したり、財産を散逸又は隠匿したためその回復が困難であったりして損害が生じた場合等は、当該法人関係者に対し、民事上の責任を問うことも考えられる。

5. 清算法人の財産の管理・処分

(1) 清算法人に帰属する財産の適正な管理・処分

清算人は清算法人に帰属する全ての財産を管理・処分する権限を有するところ、財産の資産価値を維持し、公租公課等の支払義務を果たしつつ、清算に必要な範囲で財産を保有し、適切に管理し、必要に応じて適正な価格で処分・換価することが求められる。

(2) 財産の管理・処分と信教の自由への配慮

ア 信者は施設の利用を当然には求めることはできないが、清算人の合理的な判断の下、信者らの宗教上の行為に礼拝施設等を用いる必要性の有無及び程度等も考慮の上、信者らに対して、清算事務に支障のない範囲で、その施設の利用を認めることもできる。

イ ただし、宗教上の目的で行われるものであったとしても、解散の原因となった特定不法行為等をはじめとして、他人の生命、身体、財産等に危害を及ぼす行為として法令に違反する行為は当然に認められないことに留意する必要がある。

清算人は、利用を許諾する条件として、清算法人の施設を利用して特定不法行為等の法令に違反する行為を行わない旨を信者らに誓約させ、その実効性を担保する措置を講じるよう求めることも考えられる。

ウ なお、信者らの施設の利用に伴い、その対価を受領することは、清算法人の財産の維持管理を適切に行い、公租公課の支払いの原資を確保する上

で必要かつ相当な行為であるから、清算の目的の範囲内にあるものとして容認される場合がある。

エ また、清算人は、債務の弁済の原資とするために必要がある場合には、清算法人の動産、不動産等の資産を処分・換価することとなるが、その際も、信者らの信教の自由に配慮し、例えば宗教活動に現に利用されていない財産から処分・換価することなどを検討することが望まれる。

6. 債務の弁済等と清算法人の残余財産の引渡し

(1) 債権者の把握や債務の弁済等の基本的な考え方

ア 被害の申出を受けるにあたり、不法行為が故意に引き起こされたものであって、指定宗教法人側によって被害の申出が困難な状況が作り出されているような事情等から、早急な申出が困難な場合や、証拠資料の隠匿、散逸、欠損等を伴う場合が想定されることを踏まえ、まずは被害の申出を促す工夫が求められる。

また、被害の申出をした被害者に対して厳格な対応に終始すれば、円滑な清算事務の遂行に支障を来すおそれがあることにも留意する必要がある。

例えば、①清算法人が保有する寄附等を裏付ける記録から判明する一定の範囲の相手方に対して、被害の申出をする意思があるか否かを個別に照会すること、②被害者の相談に応じる窓口を設置すること、③被害の申出に関する説明会を開催して申出を促すこと、④被害者の求めに応じた当該被害者に係る寄附等の記録等の被害を裏付ける資料を開示することなどの工夫をすることが挙げられる。

この際、宗教法人に対して寄附を行ったことはプライバシー情報としての側面も有するから、個別の照会の発送や相談記録の保管等に当たって、清算人には慎重な情報の取扱いが求められる。

清算人はこれらの工夫を通じて、不法行為に係る被害者やその債権額の把握の場面で、能動的な対応を行うことが期待される。

なお、こういった清算人の取組に関し、例えば、法テラスにおける靈感商法等対応ダイヤルをはじめとする相談窓口等に問合せのあった個別の被害者にこれらの取組を紹介する等、関係機関が周知に協力していくことが適当である。

イ また、申し出られた被害に係る債権額を把握・認定するにあたっては、例えば、不法行為の態様、それが反復された期間、被害の具体的な状況等を踏まえ、被害をある程度類型化して弁償基準を設ける等の工夫を行うことにより、債権額の把握・認定を容易にするとともに、円滑に弁済を進めることも選択肢になりうる。これらの工夫は、被害者が弁済の見通しを立

てるうえでも有益であると考えられる。

なお、この基準においては、弁償等の額に適切な額の弁護士費用が含まれることなどを明記した上で、この旨を広く被害者に周知するなどして、被害者が申出にあたって弁護士を利用し、申出をためらうことなく、また適切に債権を立証できるよう配慮することが望まれる。

ウ 被害者が相当多数にのぼることや、被害の早急な申出が困難な場合もあること等を踏まえると、被害の申出自体に相当の期間を要するものと考えられ、また、多数の申出に係る債権を把握して弁済を行う上でも相当の期間を要することが想定される。債権の申出期間の設定の場面や、債権の申出期間経過後に申し出た被害者への対応の場面でも、こうした事情に十分に配慮することが期待される。

エ 指定宗教法人の清算手続においては、被害者に対する賠償等の事務が中核的な事務となることから、清算人は、被害の申出が続く蓋然性があり、被害者に対する債務の弁済を完了していないと合理的に判断できる場合は、清算法人の財産の全てを帰属権利者⁶に引き渡すことは相当ではない。

(2) 債権の申出期間内の弁済、知れたる債権の把握等

ア 被害者が相当多数にのぼることや、被害の早急な申出が困難な場合もあること等の具体的な事情を踏まえ、清算人は、裁判所と連携の下、債権の申出期間を相当程度に長期とすることも視野に入れて検討することが期待される。

イ 債権の申出期間内において、個別の弁済を行うことが他の債権者を害さないと認められる場合には、被害の早期救済の必要性の程度等も考慮の上、個別の債権者に対して弁済を行うことも許容されるものと解される。

ウ また、調停の申立てや提起された訴訟については、可能な範囲でこれらを併合することを求める等して、複数の紛争を一回的に解決する工夫を行うことにより、知れている債権を含めその把握・弁済等を効率的に行うことが期待される。

(3) 債権の申出期間経過後に申し出られた債権の弁済と残余財産の引渡し

ア 被害者が相当多数にのぼることや、被害の早急な申出が困難な場合もあること等を踏まえると、債権の申出期間経過後に債権の申出をする被害者が相当多数にのぼることが想定される。債権の申出期間内に申出をした債権者や知れている債権者への弁済が終了した後においても、清算人は、十分かつ相当な期間を設けて、帰属権利者に引き渡していない財産をもって、債権の申出期間経過後に申出をした被害者に対して弁済を継続するこ

とが望まれる。

イ 帰属権利者は債権者に対する弁済を終えた後に残余財産¹を取得できるにすぎないという意味で債権者に劣後する立場にあることを踏まえると、清算人において、申出をした債権者や知っている債権者への弁済がひととおり終了した時点であっても、申出をしていない被害者がなお存在し、それほど遠くない時期に申出をする蓋然性がある等、債務の弁済を終えていないと合理的に判断できる場合は、清算法人の財産につき、その時点では帰属権利者への引渡しを行わず、今後、申し出ることが予定される被害者に対する弁済に充てることの可否を検討すべきである。

ウ 債権の申出期間経過後に申し出られた被害者に対する弁済が相当長期間にわたり継続された後、被害の申出が相当期間見られなくなるなど、清算人において清算の結了を視野に入れるべきときであっても、不相応に高額な金額を寄附した者と申し出た被害者の数との比較等から、客観的には潜在的な被害者が相当数存在していると見込まれるといった事態も想定される。この場合、清算手続の結了がいたずらに遅滞しないよう配慮するとともに、これらの潜在的被害者に対する救済の手法を確保するとの観点から、例えば、清算人や帰属権利者を含む関係者において、清算法人の財産を基礎に、清算結了後に顕在化する被害者を救済するため、被害者に対する弁済を公平・中立的な立場で担う財団を設ける等して、潜在的な被害の回復を図る措置を講じるなどの対応を検討することも考えられる。

エ なお、清算手続が相当程度の長期にわたると想定されることを踏まえると、債務の弁済等の清算事務に支障がない範囲で、信者らの信教の自由に配慮するとの観点から、宗教上の行為に用いる必要性の有無及び程度、清算人に生ずる財産管理面での負担の内容・程度等の事情も考慮の上、清算人において清算法人に属する個別の財産を帰属権利者に引き渡すことも、裁判所の監督の下、行い得る場合があるものと考えられる。

オ 清算人において、債権者である被害者への被害回復の措置を終えたと合理的に判断できる状況となったときは、清算人は、帰属権利者に対して、その時点において清算法人に帰属する残余財産を引き渡し、清算を結了させることとなる。

¹ 法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由として、所轄庁若しくは検察官による請求又は裁判所の職権により手続の開始がされた同項による解散命令の請求をいう。

² 特例法第7条に基づき、「対象宗教法人」（同法第2条1項柱書に規定される、法第81条第1項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であって、特定解散命令請求等に係る宗教法人）について、特例法第7条第1項

各号に規定される、当該法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること、及び当該法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があることのいずれにも該当すると認められるものとして、所轄庁に指定された宗教法人をいい、同法第12条第2項の規定により指定があったものとみなされる特別指定宗教法人を含む。なお、本指針においては、表現を単純化するため、特例法第9条第1項の規定により指定の効力が失効した以後の指定宗教法人を含め、「指定宗教法人」と表記する。

- 3 特例法第2条第2項に規定される、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、特定解散命令請求等をされた宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。
- 4 本指針において、指定宗教法人のした不法行為のうち、文脈上指定宗教法人の性質に特に言及する必要がある場合には、「特定不法行為等」の用語を用い、その他の不法行為も含め不法行為一般に言及する場合には、単に「不法行為」の用語を用いる。
- 5 本指針において、指定宗教法人に対して債権を有する債権者のうち、特に不法行為を原因とする債権であることに注目して、指針を示す必要がある場合に「被害者」の用語を用いる。また、債権のうち不法行為を原因とする債権についても同様の必要がある場合に「被害」の用語を用いている。
- 6 法第50条第1項の規定により、残余財産の帰属先として規則にその定めがあるときは、その定めるによる帰属先をいい、これによりがたい場合は同条第2項の定めにより定められる帰属先をいう。
- 7 清算法人が、現務を終了し、債権債務を整理した後において、なお残っている清算法人の財産をいう。